

## 飛島し尿運搬船中継業務委託【単価契約】仕様書

### 1. 目的

本業務は、一般廃棄物運搬船（し尿運搬船）からし尿を抜き取り、酒田地区広域行政組合し尿処理施設に搬入することを目的とする。

### 2. 総括事項

本仕様書は、基本的事項を示すものであり、詳細について明記されていないものがあったとしても本業務の遂行上必要とするものは、本仕様書の有無に関わらず、業務受託者の責任において準備しなければならない。

### 3. 一般事項

#### (1) 業務委託名

飛島し尿運搬船中継業務委託【単価契約】

#### (2) 業務委託場所

酒田市内

#### (3) 委託期間

令和8年4月1日～令和9年3月31日

#### (4) 契約方法

100リットル当たりの単価契約とする。積算に当たっては、年間予定数量を 144,700リットルとする。

#### (5) 参加条件

本市のし尿収集運搬許可業者であること。

#### (6) 委託内容

一般廃棄物運搬船（し尿運搬船）で飛島港から酒田港に運搬されたし尿を、船倉内タンクから抜き取り、酒田地区広域行政組合し尿処理施設に搬入する。

#### (7) 一般廃棄物運搬船運航日

4月、5月、6月、7月、9月、10月、11月の各1日

8月は2日 年間合計運航日 9日

#### (8) 収集日

一般廃棄物運搬船が酒田港着岸後、次の運航日まで

#### (9) 収集時間

午前8時30分から収集し、午後4時30分までし尿処理施設に搬入する。

#### (10) 収集運搬車輛

① 収集運搬車輛は、し尿の運搬に適した車輛とする。

② 燃料及び消耗品は受託者の負担とする。

#### (11) 作業員

① 作業員は、原則として1台につき2人以上確保すること。

② 作業員は、受託者が確保する。

#### (12) 安全対策

業務中は、労働基準法、労働安全衛生規則等、当該業務委託に関する全ての条項を遵守し、事故等が生じないよう作業を行う。

#### (13) 連絡

事故発生時等は、速やかに委託者に連絡する。

#### (14) 業務の報告・検査

月ごとの委託業務を完了したときは、翌月の10日までに収集運搬の実績報告書を提出し、

委託者が行う検査を受けなければならない。

(15) 委託料の支払い

- ① 受託者は、委託者が行う検査に合格したときは、委託者に対し委託料の請求書を提出できる。委託者は、受託者より正当な請求書を受け取ってから30日以内に受託者に対して支払うものとする。
- ② 実績報告に基づき、契約された100リットル当たりの単価に基づく委託料を月ごとに支払う。

4. その他

委託された業務及びその管理に必要な費用は受託者の負担とする。

本仕様書に定めのない事項及び本仕様書の内容に疑義が生じた事項については、委託者と受託者が協議して定めるものとする。